

広域行政調査特別委員会記録

開催日時 平成24年6月28日(木) 16:01~16:48

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

井岡 正徳 委員長
今井 光子 副委員長
小林 茂樹 委員
尾崎 充典 委員
藤野 良次 委員
畠 真夕美 委員
奥山 博康 委員
新谷 紘一 委員
梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 松谷 知事公室長
青山 政策推進課長

傍聴者 なし

議 事

- (1) 中間報告案について
- (2) その他

<会議の経過>

○井岡委員長 特別委員会を開会いたします。

新谷委員はおくれるとの連絡を受けていますのでご了解願います。

委員間討議を円滑かつ効果的に進めるため、理事者は知事公室長、政策推進課長に同席させています。なお、理事者の発言については、委員長の指名により許可することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

はい、わかりました。

本日は、当委員会の中間報告をどうまとめていくかということで委員間討議を行いたいと思います。

6月19日の当委員会の後、中間報告試案を事前に配付しておりました。その後、いただいた意見を資料として本日配付いたしました。いただいた追加意見につきまして、提出委員から順にご説明を願います。

それでは、尾崎委員から。

○尾崎委員 まず、案Aを提案させてもらっています。それは2ページ目の「まず1点目は」のくだりで、前半には関西広域連合が広域連合議会の機能強化など、一定の改善が図られるという趣旨の組織論の中での肯定的な部分がこの2行ほどで終わっていて、後半には、問題点が列挙されているということで、ちょっとバランスを欠いているということで、「広域連合議会の機能強化など、一定の改善が図られる」の後に、この案A「さらに7分野の事務では、産業支援ではビジネスマッチングを行ったり、防災分野では、東日本大震災の際にカウンターパート方式での迅速な対応を図られた」という文言を入れていただいて、全体のバランスを保っていただきたいと思いました。

○井岡委員長 次、案B行ってください。

○尾崎委員 案Bですが、リニア中央新幹線や原子力発電所の再稼働問題についてですが、このことについては、要するに、こういうことを話されたこと自体は関西広域連合の主な議題というか、余談の部分であったと理解しております、その部分については、それをもって事務の範囲が明確でないとならないように理解しておりますので削除をお願いしたいと思います。

○井岡委員長 次、案Cですね。

○尾崎委員 案Cは、2点目、関西広域連合への対応の方向についての内容で「これまでの連携関係が継続されるかどうか不安であるとの意見」の後に「関西復権をかけるという関西広域連合の目的があるので、東京と匹敵するような関西圏をつくりたいという視点に立って」という文言を追加していただきたいと思います。

続いて案Dですが「加入して議論するのが自然な流れである」の後に「関西府県間で企業誘致合戦などの過度な競争を排除し、府県相互の疲弊を防ぐためにも、産業振興など、関西広域連合でやるべきことがある」という文言を追加していただきたい。関西広域連合への加入により、府県同士の立場だけで主張し合う連携から、一体的・相互協調的に議論を進めようとするのは互いの利害を調整し、対立を緩和するものとして大きなメリットがあるという意見も私は述べさせていただいたと思いますので、追加していただきたいということです。その後に、案Eの場所「意見が示されました」の後に、新川教授から指摘

があった内容、要するに学識経験者からの案内があった部分を入れていただきたい。それは、今後、広域連合が機能を発揮するのは、国からの権限移譲後のことになる。さらに、国と地方の関係は今後大きく変化していき、基礎自治体が大きなウエイトを占めるため、将来に向け、広域連合は国から府県への権限移譲のクッション役となり、その果たすべき役割は非常に大きい。こういう発言を勉強のときに教えていただけたと思います。その後、案Fです。県内市町村や、経済界の意見を聞くということをここに書いてあるのですが、藤野委員と除委員が、前回のこの委員会の中で意見を言っていたことで、あのときの議論を正確に覚えているのですが、要するに、情報交換して意見を出し合うというような趣旨で、藤野委員も除委員も言うておられたように思いましたので、文言をかえていただきました。情報を共有し、議論を深めていくというのが大切。一方的に意見を聞くというのではちょっと違ったかなということでございます。

○井岡委員長 続けて案G行ってください。

○尾崎委員 案Gは、3点目の国の出先機関の事務の権限移譲、いわゆる丸ごと移管の部分ですが、「関西という地域全体を向上させることになる」の後に、現在、政府・与党で検討されている法案では、移譲対象として2以上の都道府県が加入する広域連合であって、その区域が移譲対象である国の地方行政機関の管轄区域を包括するものとなっている。国の地方行政機関の管轄区域は、その管轄区域に含まれないことについて相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除くことができるとされている。これについて、現在の広域連合の区域には奈良県の区域が含まれていないため、社会通念上、奈良県の区域がこの政令で定める区域とは認められないと解されると考えられ、その結果、関西広域連合が移譲対象として認められない場合は、奈良県が加入していない事実が権限移譲の弊害になり得るという発言をさせていただいているのだと思います。以上です。

○井岡委員長 次、案Hがありますが、これは後に回したいと思います。これは別に、今の現実の法律の上程とかいろいろ別添資料でまた説明させていただきたいと思います。

それでは、案Iの小林（茂）委員。

○小林（茂）委員 少し言葉が短いのですが、つけ加えますと、広域行政のあり方、広域行政は関西広域連合に限らずに、例えば、紀伊半島大水害からの復旧、復興を目指していく紀伊半島の和歌山県、奈良県、三重県、これらの共通の課題を抱えた他の県同士で、さらに新しい枠組みで連絡を密にしていくことも必要ではないかと。そういう意味合いのことをつけ加えていただいたらと思います。また、さらに、ふるさとネットワークを知事

が提唱されていますけれども、こういう内容も議会として理解、研究してみたらどうかとも思います。以上です。

○井岡委員長 それでは、案J、新谷委員お願いします。（発言する者あり）

後でちょっと追加になりまして。

（「締め切り後だろう」と呼ぶ者あり）

○新谷委員 今日議論するのでしょうか。あんな意見が出たけれど、もう言ったらだめなのか。

○井岡委員長 いや、言ってください。

○新谷委員 いや、それならそれでもう、言わない。

○奥山委員 僕らはそれを見ながら検討してきているのだから。

○新谷委員 だから、それどうなの。

○奥山委員 その辺は委員長の采配でしょう。

○新谷委員 ここで議論するのでしょうか。

○井岡委員長 意見として、それでは言っていただけますか。

○新谷委員 では、それできょうに間に合うようにそこへ入れさせてもらったのですが、この議論は関西広域連合ばかりではないです。だから、申し上げましたように、一つは、県内広域行政についてというのがありますが、その中で、広域消防化について生駒市、奈良市が入らないことについては、その境のところで、どちらかが災害、あるいは火災があったときに、その隣同士の連携をきっちりしておいてもらわないと、例えば、月ヶ瀬とか、大和高原の中の旧都祁村というのは、奈良市に入ってくる。それで、以前に申し上げましたように、月ヶ瀬で火災があって、山添村の消防から走った方がよかったけれど、広域消防等でけがでもした場合に、身分の保障など、勝手に行ったではないかというようになりかねないので、そうした連絡を密にしておいて、この2つの市も入るべきだと思ったので、入らないとするのだったら、そういうところをきっちり迅速に初動対応できるように整えてほしいというのが、この1番です。この文言がいいのかどうかは、また委員長、諮ってみてください。その意味です。

○井岡委員長 はい。

○新谷委員 それから今おっしゃっていた、関西広域連合については、文化というのがあります。観光に文化というのが入っていませんので、文言の中に文化を入れて、やはりそういう部分加入でもオーケーだから部分加入でもしたらどうかという提案を何回かこの場

でしてきました。そしてまた、文言に出ていませんが、中に入って議論をする。外から言っていたらひがみになりますから、中に入っておつき合いをしながらそういう議論をしていくというのは、広域連合はどっち向いているかわからないような状況ではあるのですが、知事の持っている奈良県の置かれているノウハウというものも、関西全体、近畿全体の浮上を図ったときに必要ではないかという議論をさせてもらってきましたから、その点を挿入してもらったらありがたいなと思います。

それから問題点で、政令指定都市は入るべきではないと。47都道府県で、我々小さい県でもおつき合いしていると。それなのに、政令指定都市がいよいよ、正式にはまだでしたかね。6月の末と言ったけれど。

(「入っている」と呼ぶ者あり)

○**井岡委員長** 2つ入っています。あと2つが6月。

○**新谷委員** 6月。今月いっぱいかな。それを具体化してきましたので、これを奈良県として、政令指定都市のない県については、組織的に都道府県のおつき合いだから、いかにその政令指定都市に権限があったとしても、なぜそういうことになるのかなというのは、弱小県で政令指定都市を持っていない奈良県としては、私の意見としては、前裁きをしておいてほしいと思っていたのですが、今、中に入って議論されていないので。そういうことの問題提起をしていたと思うのですが、それ書きましたか。書いていませんか。

○**井岡委員長** この議論は後に。

○**新谷委員** はい、すみません。書いていない部分については、そういうことでございます。

それから、東京一極集中とあわせて、中央集権が果たしてきた役割と、そうでない部分。全国の行政サービスの水準を維持しようと、交付税、交付金というものがあるのですが、地方の関西広域連合的なものが、例えば東京で集めた3分の1、4分の1の税金を集めるということになったら、その東京で集めた税金を関西広域連合という行政区が財政として、そこから受けることができるシステムというのは、やはり中央集権的な政府がそこにきちっと関与しないと、自主財源の確保になってしまったら、地方の四国もくくったり、九州が入ってくると、そこで自主財源を集めて、勝手にやれということになってしまうと、財政的に裏づけを持っての対応ができなくなる可能性があります。そんなことの整理も、関西広域連合としては動いているわけですので、もう認められたわけですので、どう対応するのが大きな問題点、財政的な裏づけというか、法的にもきちっとやっておかないとい

けないのではないかという意見をここで申し上げてきましたので、そんなことの整理を事務局でしてほしかったわけですが、上がってきていなかったのを申し上げておきたいと思っています。

それから、なぜ農林水産省が入らないのか。順次やっていくかわかりませんが、国土交通省や環境省、それから経済産業省あたりが入ってきてとか、大きなウエイトを占めている近畿農政局は、丸ごと移管のところに入っていない。これらも、入るのか入らないのか別にして検討すべきだと思います。問題提起とそれから、いいものをつくって行って関西を元気出そうということには、私は異論はないのですが、しかし、今申し上げたいいろいろな問題の提起は、ここで議論されたことは委員長報告に入れてほしいなと思ったので、申し上げました。以上です。

○**井岡委員長** 新谷委員の意見をまとめますと、県内の広域行政については、1ページ目の特にこういうのを入れられる限り入れていただきたいということと、それと、次の部分参加の分については、2ページ目の下から2行目に「部分加入すべきとの意見が示されました」の前の、防災や観光についてのところに、防災、へき地医療、観光についてはとうことを入れていただきたいということですね。

○**新谷委員** 観光・文化。

○**井岡委員長** 観光・文化。

○**新谷委員** 外せないことだ。

○**井岡委員長** 観光・文化を。

○**新谷委員** 奈良県の独自の文化がございますから。

○**井岡委員長** それから、道州制については、また後で議論したいと。

○**新谷委員** そうですね、これは議論の対象にならないと思うのです。

○**井岡委員長** 財源の確保だけどこかへ入れてくれということですね。それと、丸ごと移管については農林水産省などの議論が、これは私から最後に説明させていただきます。

私のHの案が中途半端になっておりますけれども、別添で、国の現状を報告させていただきたいと思います。別添で裏表ございます。

まず、国の特定地方行政機関の事務移譲に関する法律案、これは、丸ごと移管するのに当たって、特定広域連合をつくるという法律です。これはまだ法案提出も閣議決定もされておられません。その中で、理事会規定。理事会規定というのは、知事と政令市長とが寄った、その政令市長も入るかどうかわかりませんが、今の現状の関西広域連合では政

令指定都市も入った委員会で多数決によって決めるというのが理事会制度でございます。現在は、この理事会制度、地方自治法の中では、改正案を今、国会に提案されております。今までは理事会を置くことができない、今現在は独任制といいますか、全会一致の原則でありましたけれども、今度は理事会を置くことができるということを、今、地方自治法の改正で先にまずされておられます。それで、これが通ってしまいますと、理事会もできることも選べるし、それから、全会一致の独任制も選べるという選択制に地方自治法が改正される案文が今出ておりますので、本国会で通るか通らないかわからないけれども、かなり進んでいることは確かです。その後で、丸ごと移管については、特定広域連合を近畿だったら2府4県でつくりなさいよ、その中に丸ごと移管としますということになっていきますけれども、その特定広域連合は理事会制度は適用を除外するということを今言われていますけれども、今後どうなるかわかりません。

それで、国の出先機関の関係のない事務分野での関西広域連合が残る場合において、ということは、特定広域連合が関西広域連合の中につくられるのか。もしくは別に特定広域連合が2府4県でできるのかというのもまだわかっておりません。例えば、もしその特定広域連合ができて残った事務分野で関西広域連合が残る場合において理事会が適用されると、政令指定都市を抱えている大阪府、京都府、兵庫県の首長が7人となるため、数の上では奈良県は不利となり、政令指定都市がない奈良県、滋賀県、和歌山の意見が反映しにくくなると思われる。この場合、現在の制度では合意機関である広域連合委員会は全会一致の原則であるが、理事会を適用されると多数決の決定となるため、奈良県にとっては不利となる。したがって、現時点では関西広域連合に国の出先機関が丸ごと移管されることも可能ですが、関西広域連合自体が特定広域連合になるのか、国の出先機関の受け皿だけで2府4県の特定広域連合を新たにつくるのか、まだ今現在わからない状況であります。わかりますか。

○奥山委員 はい、わかります。

○井岡委員長 なお、裏面に書いています記事ですけれども、関西広域連合の構成県の徳島県が入っている四国広域連合や、鳥取県が入っている中国地方広域連合では、国土交通省の地方整備局の移管に慎重論があり、まず経済産業省から先行移譲をされると言われています。というのは、四国では3連動の地震が起きたときに、うちだけでは無理だと、移管されるのは困る、国でしっかりと面倒見てくれという異論の意見が出ているのと。

それともう一つ、先ほど新谷委員が言われました農林水産省の管轄ですけれども、中国

地方と四国地方は、出先機関が別ではなくて1つで、一緒になっているわけです。その辺はまだどうも決まっていないということです。今、私は意見ではなくてこういう現状があるという今の動きを、加入する、しないは別にして、仮に加入した場合、現在、こういう問題があるということ、だから今後もう少し検討する必要があるのではないかという意見だけを入れさせていただきます。加入する、しないは別として。以上です。

○尾崎委員 特定広域連合、上の方ですね、5段目。特定広域連合については、理事会制の規定を適用除外するとある。理事会制の規定というのは……。

○井岡委員長 理事会制はできない。

○尾崎委員 理事会制はできないということを適用除外ですか。

○井岡委員長 いやいや理事会制をとられないということです。

○尾崎委員 理事会制を放棄しなさいと、要するに。

○井岡委員長 理事会制も適用できないということ。地方自治法は先に改正されるから、そこで選べるということになるから……。

○尾崎委員 改正される前提で、この特定広域連合については、理事会制を適用してはいけないと。

○井岡委員長 そうそう。ただ一つ問題は、大阪の府とか府知事とか知事とか、大阪へ行って意見交換しましたね。そこでは、関西広域連合は理事会に移行したいとか、それから広域連合の仕組みについては、国でこういう法律で縛らないで自分たちで自由にさせてくれとかいうのをどんどんと国に対して言っているわけです。

○尾崎委員 はい。

○井岡委員長 だから、行く先がまだ不透明だということを、最近この事例を内閣府、それから総務省に聞いて、ちょうど国会で議論になってる最中ですのでお知らせした次第でございます。

それでは、今の件わかりましたでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、1つ目のところから皆さんの意見を聞きたいと思います。

まず、案Aの7分野の事務では、産業支援、ビジネスマッチングを行ったりという、この案Aを入れるかどうかをご意見ございますか。

○奥山委員 よろしいですか。きょうは中間報告の最終まとめで、新谷委員に言ったのは、私が聞いたのは、6月25日の9時15分までに意見があったら出して下さいと。私は

試案で結構ですからということを行いました。ということで、それと比較したものが私の手元にその後出てきたから、それを私なりにチェックしてやっていたのに、きょう追加が出てきたから先程その話をしたのです。

○井岡委員長 わかりました。

○奥山委員 進め方ですけれども、ずっと1個ずつをしていなくて、全体的に中間報告ですからということで「中間報告案に対する委員からの意見」を配付してもらっていますね。これについて意見がある人ということで求めていただく方がスムーズかなど。議事進行のことで申し訳ないのですけれども、よろしいですか。

○井岡委員長 すべて言ってください。

○奥山委員 案A、これは6月19日までの行政委員会の中間報告という前提で、その後の国の動きは関係ないと思っています。案Aについては、これは奈良県も荒井知事も独自で迅速に対応したことは盛んに言われているけれど、たまたまマスコミがカウンターパート方式でということをごんごん出したものだから、こういうふうに入れたくなるというのはわかるのだけれども、私はこれは入れない方がいいという意見です。

2番目、案Bは、規約上の7組合の事務以外、これは入れていただいて結構です。ただし、特にリニア中央新幹線や原子力発電所に勝手に意見を言って、いや負けましたというようなことがごんごん広域連合で言われていますので、この規約上の7分野の事務以外というのは、これは入れてもらっていいのですけれども、以外のリニア中央新幹線及び原子力発電所の論議がされている事務の範囲が明確でないということまで入れていただいたら、規約上の7分野の事務以外というものをに入れていただいても結構です。

案Cは削除。

案Dは入れていただいても結構です。

案E、1教授の意見を中間報告に入れるべきではないと。そうすると、いろんな人が来ていただいたら、反対は反対、賛成は賛成の教授ばかり専門家が来ていただいてそれを中間報告に入れること自体がおかしいと思うので、案Eは削除すべきです。

案F、これは入れていただいたら結構かと、こう思っております。

案Gについては、これは代表質問でも尾崎委員が言われていたような中身になっているのだけれども、しょせん今審議中だということで、削除したらいいと思っております。

案Hは、入れていただいてもいいと思います。

案Iはこれで結構です。というのが私の意見です。

○井岡委員長 わかりました。

次に、ほかにございませんか。

○尾崎委員 反論あり。

○井岡委員長 はい、反論どうぞ。

○尾崎委員 まず、前提がですね、これまでの各般の調査過程において、委員から次の点についての意見があったということなので、両論併記ということでバランスを担保するというに私がいろいろな意見を入れさせてもらっているということなので、異論があったり、議論がされてきたことは事実で、参加すべきだという意見と、参加すべきでないという意見と両論を併記してもらうのにバランスを担保するために言った、そういう意味合いのことを伝えたことについて載せてもらうということなので、ぜひともそういう趣旨から残していただきたいと思います。

○井岡委員長 ほかに何か。(発言する者あり)

○奥山委員 すべてがバランスよくということ自体が、基本的におかしいと思うのです。反対、賛成でバランスよく。全くの賛成意見ばかりだったり、反対意見ばかりというのはいけないと思いますけれども。何でもこれでバランスよくというようなまとめ方だったら、もう議事録を全部印刷して出したらいい。

(「現時点で結論を出してないということ」と呼ぶ者あり)

○新谷委員 これは委員会として委員の意見ですから、今までの経過なり、対外的にどうだということとは関係がないので、その委員会で発言されたことを委員長が整理をして、それを今おっしゃるように、こういう意見があり、こういう意見がありというのは、貴重な意見だったらそれぞれ賛成、反対は別にして。2年間の調査期間がありますので、今回は中間報告で賛否をとっていませんから決定したことではないのですよ。こういう意見があつてこういう視点ではこういう意見があつた、こういう視点ではこういう意見があつたということの整理をして、その発言は重視している。だから、さきほど事務局に整理してよと言ったのはそれだったのです。だから、対外的な調査に行ったこと、あるいはあちこち行ったことをここで発言してあるからということ、それは関係ない。本会議で言つた、ここでの話だから。ここでの委員の発言だから。委員会整理だからね。本会議でこつと言つたからではないです。だから、正式に行った兵庫県なり、正式に委員会として行つたそこの発言と調査内容、この間、滋賀県が来たのは正式に取り上げるのか取り上げないのか、そういうようなことも含めて、整理だけしておいてください。2年間の調査の中間

発表ですので、決定事項ではないので発言があってもいいのではないですか。だから、そういう点でもう委員長に任せますけれど。それが一番いいのかどうかということです。

○藤野委員 バランスという言葉がおかしかったのかわかりませんが、今おっしゃる中間報告ですから、例えば、委員が発言した内容、これはぜひとも載せていただきたいということなら、基本的には載せてあげるべきではないかと。でも、こんなに詳しくは載せられないと、もう少し簡略化して簡素化して載せるという、ここはもう委員長なり事務局にお任せしたいと思っています。以上です。

○梶川委員 やはりバランスをとるといのはおかしいです。確かに、このように言ったのに書いていないというのは、個々で見たら皆さん少しずつあると思う。それを、事務局なり委員長が客観的にバランスをとりながら書いた文章も含めて、それに一方的にこれを入れるとか言い出したらまとまらないと思う。これでいいと思う。それらも含ませて入っているわけです。最初にでたカウンターパート方式は、本来の関西広域連合の仕事ではない。あれはたまたま震災が起こって、それを手早くやっただろうけれど、われわれ奈良県も遅れをとらずやっている。だから、あれが書いていない、これが書いていないと言い出したらまとまりつかないので、客観的に事務局がまとめたらいと思う。

○新谷委員 やはり発言したことだから、ここで集約ではなくて発言したことの整理をして、今これを中間報告ですよということだから。だから、梶川委員がおっしゃる意味もわかるのですが、発言した委員が、僕が私が発言してあるから入れてよということがあれば列挙してもいい。こういう意見があった、しかし、調査の必要があるから、もちろんいい改革してくれたと思うのですが、2年間という調査期間があって委員長はこのまま置いておくということだから、中間報告でこれからまた議論しますでいい。おっしゃるとおり言い出したら切りがないから。委員長、踏まえてまとめてください。

○除委員 意見なのですが、中間報告なので、その案に対して皆さんごらんになってそれぞれのご意見を言われたわけですので、これを全部含めるとかどうとかいうのは最終、委員長にお任せしますので、こういった付随する意見を含めて記載してまとめてくれたらと思います。

○新谷委員 発言していないことをここで発言したから入れよというのと違うのだから、発言してきたことの整理だから、それを踏まえないといけない。

○除委員 それぞれ委員が今まで言ってきたことは大事、入れてほしいという思いですので、それを受けて中間報告をまとめてほしい。

○今井副委員長 私もこれで基本的にいいだろうと思って、特に意見を言わなかったのですけれども、皆様の出していただいたのを見て、先ほど言われました案Bのところ、これは並列な形で規約上の7分野の事務以外というのも入れてどうかと思いました。

(「並列」と呼ぶ者あり)

削除をして変更というふうに尾崎委員の提案になっておりますけれども、並列の形で入れたらどうかと思います。

○井岡委員長 案Dですか。

○今井副委員長 案Bですね。

○井岡委員長 案B。

○今井副委員長 案Bのリニア中央新幹線や原子力発電所の再稼働のことについて。それと、案Fの項目ですね。これは入れたらいいのではないかと思います。それから、圏域を超えた行政じゃないかという小林委員の案Iですが、これも入れたらどうかと思います。それで、事実関係のところ、2ページ目の一番上の段落のところに、関西広域連合議会議員と、と書いていますが、議会議員及び事務局、そして滋賀県議会、広域連合委員会、滋賀県議会のこの間来られた方々との懇談もしましたので、その事実だけは足しておいた方がいいかなと思いました。

○井岡委員長 これをもう少し詳しく書くということですね。

○今井副委員長 はい、実際お話し合いをしたところを全部。

○井岡委員長 それなら、例えばこの関西広域連合議会議員、大阪府、兵庫県、滋賀県を除くですけれども、そこへ入れさせてもらってよろしいか。大阪府と兵庫県と意見聞いていないというのはおかしいと思われたらいけないので、この広域連合議会に大阪府と兵庫県の委員が全員出てきてくれましたので。それを入れさせていただいてよろしいですか。

○新谷委員 事実だから事実できっちりとして。

○井岡委員長 それでは、今の意見を聞きまして、先に意見を聞きたいのですけれども。案Aについては、この産業支援のビジネスマッチング、これはもう少し文章を短くして入れたらなど。カウンターパート方式を入れたいということなので、迅速を抜いたりとか、その辺をお任せいただけますか。(発言する者あり) 案A、もう少し文章を短くしたい。それと、案Bですけれども、関西広域連合では7分野の事務以外とは言われていないわけです。リニア中央新幹線も原子力発電所の再稼働も7分野の中だということを委員会で言われていますので。(発言する者あり) そうですね。並列はできないのです。だから、このリ

ニア中央新幹線や原子力発電所の再稼働についても、議論がなされ事務の範囲が明確でないことというのをここで入れていますので、これは事実と違うと思いますので、原案のままにいきたいと思いますけれども。

○新谷委員 発言したことだろう。

○井岡委員長 事務以外ではないという。

○新谷委員 だから、それは。

○井岡委員長 入っているという主張です。

○新谷委員 だれかこれを言ったのか。

○井岡委員長 いや、現実の話です。

○新谷委員 いや、それは議論したことでないといけないので、委員会で議論していないことはいけない。この話は外してしまえばよい。ここで議論をしたのか。

○尾崎委員 そんな問題を議論された記憶がないような気がします。

○井岡委員長 なかったか。

○新谷委員 ない。そんなもの。

○井岡委員長 議事録に残っていないのか。

○新谷委員 ないものは入れてはいけない。議論したことで、委員の議論だから考え方を入れたらいけない。それは、言葉ではあったかもしれないが、個人の議論は載せては、趣旨を間違っはいけない。

○井岡委員長 この委員会ではなくて、関西広域連合議会と意見交換したときにこの意見が出ました。

○尾崎委員 それで、調査の課程においてということなので、他県での調査においてということですか。

○新谷委員 それならよいけれど。

○井岡委員長 これは、もう一度事実を確認します。

○新谷委員 委員会の議論で、正式な委員会で議論したことか。

○井岡委員長 これは多分、調査に行ったときにこの議論が出たと思いますので。というのは、案1入れるかわりにBも入れておいたらどうかという、そういう折衷案ですので。

○新谷委員 いやいや、発言していないことはいけない。

○井岡委員長 発言はしていると思いますよ、多分。

○新谷委員 それやったらいいですけど。それはやったら事実確認を。

○井岡委員長 新谷委員が欠席したときだと思います。最後の関西広域連合議会に行ったときにその話がたくさん出ました。

○新谷委員 それやったら載せてください。だけれど議論はしていないことを載せるというのはいかがでしょうか。

○井岡委員長 次の案Cですけれども、これは、どちらでもいいというのかはあるのですけれども。

○新谷委員 これは私も言っています。

○井岡委員長 言っていますか。

○新谷委員 言っている。

○井岡委員長 では、案Cは採用させていただきたいと思います。案Dについても、少し短くして。(発言する者あり) 全体的に文が長いので、少し短くさせてもらって。そして、案Eですけれども、これは教授の意見は今回は外したいと思いますので。それから、案Fについても、この変更案でいいのではないかと思うのですけれども。それから、案Gと案Hについては、尾崎委員と私とで、私はこれは別に意見ではないのです、現実を言うだけなので。

○新谷委員 議論を。考えは入れてはいけない。

○井岡委員長 考えではないから、この理由としてまだ明確ではない、だから結論は出ませんよという最後のくだりにしたらどうかなということ。(発言する者あり)

○新谷委員 ではその議論をしたこと、事実を書いてもらえばいい。理事者の答弁は別で、議論したことが大事だから。そういう意見が出たということが。

○井岡委員長 だから、この意見も新谷委員が言われた丸ごと移管のところについても、それから財源確保についても。

○新谷委員 それは、言っていることだから。

○井岡委員長 それも含めて、まだ不明確だということです。

○新谷委員 入るとか入らないとかは別の話。

○井岡委員長 入るとか入らないとかは別です。

○井岡委員長 それでこれをまとめていただいたので、それと、新谷委員が言われた消防広域化について、文言を2ページ目のところに入れたい。

○新谷委員 それは入れてください。それから、奈良県内の広域行政については、積極的に進めよということの前段で私が発言してあるはずですよ。委員会で発言しています。先般

のときには、この問題を上げただけで、それを入れてください。関西広域連合だけの議論の委員会ではないから。知事が出している、奈良県にある39の市町村との広域、例えば、広域消防については、それは具体化したことなのですが、ほかのところもいっぱいありますから、それは積極的に進めよという意見です。

○井岡委員長 1ページ目に。(発言する者あり)

それと、部分参加のところで、防災、僻地医療、観光……。

(「文化」と呼ぶ者あり)

文化を入れさせてもらってよろしいでしょうか。

○新谷委員 意見として言っていますから。

○井岡委員長 それで大体まとめさせていただいて、最後のことだけ少し時間がかかりますが、協議させていただいてまとめさせていただきたいと思います。今後、委員長に一任させていただいてよろしいですか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。もう確認していかなくてもよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。

それでは、そうさせていただきたいと思います。

ほかに何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井岡委員長 それでは、ほかに意見がないようなので、これで委員間討議を終わらせていただきます。

理事者で何か参考意見はございませんか。意見ではないので、参考意見。

○松谷知事公室長 意見を言う立場にないのですが、読ませていただいたご意見について、多少ご意見でおっしゃっている部分と、それから、現実問題そういうふうにおっしゃっていることが後でミスリードにならないようにだけという心配もしておりますので、委員長からご意見いただけたら、また私どもの方で申し上げることがありましたら申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと。

○井岡委員長 それなら、事実関係だけ、もし間違いがあってはいけないので。

○松谷知事公室長 そういうことで、その部分だけは。

○井岡委員長 さっきの7分野の事務以外とか、細かいところで、もし私が聞いている意見

とか、ここに入っている意見がミスリードしていた場合は、修正させてもらうかわからないですけれども、法令審査のようなものをしていただきたいと思います。

○松谷知事公室長 いえいえ、とんでもないです、そんな能力はないのですけれども。

○新谷委員 委員間の、事実を載せるだけだから。

○井岡委員長 それでは、案の修文については、正副委員長にご一任願います。

本日の委員会は終わりたいと思います。ありがとうございました。